

# 年末要求アンケート締切り迫る 働きがいのある職場に



アンケート  
QRコード



日本航空ユニオン宣伝ニュース  
No 479 (11-02)  
2019年 9月 24日

Tel: 03-5756-8690 URL <http://www.jlu.co.jp> e-mail [honbu@jlu.co.jp](mailto:honbu@jlu.co.jp)

10月に提出する年末要求を決めるために、ただ今アンケートを集めています。  
羽田の発着枠の配分も決定し、来年は更に忙しくなることが見込まれますが、皆さんの職場の人員はどうですか？どこの職場からも人員不足の声が聞こえています。JALECは10周年を迎えますが、整備士不足は国からも指摘されています。

## この10年、整備本部/JALECの人員は？

2011年4月13日 「安全と品質について 4,500人と語る会」 の実施について	整備本部/JALEC ロールング プラン 2019		
	JALEC/ 整備本部 人員数 (人)	FY18末 推定	4,211
		FY19末 計画	4,320

2010年の破たん前は5000名以上の整備人員がいました。希望退職募集などのリストラ後、重大な不具合が連続して起き、2011年「4,500人と語る会」が実施されました。あれから少しずつ人が増えてきていると思ったら、実は減っています。「世界一のMROを目指します」というスローガンを掲げていた時に、よく話に出ていた「ルフトハンザテクニクス」は現在25,000人規模の会社です。規模ではとても敵わないので品質で世界を目指ししかありませんが、今の人数と仕事内容が合っているのか、職場でしっかり考えて指摘していく必要があります。

日本航空ユニオンは団交、JALEC交渉で以下のような主張を続けています。

- 新入社員を定期的になるべく多く採用するように
- 中途採用、経験者採用を続けること
- 間接、現場問わず、無駄な業務を減らすこと



人員不足は永遠の課題です。「仕事の量が多すぎて業務時間に終わらない」「毎日の出面が足りず、年休が取りにくい」ということが続かないように適正な人員配置と仕事の見直しを求めています。去年は中途採用の募集をかけ、6名が入社しました。また、8月より新明和工業から出向者を受け入れています。派遣社員も増やして間接作業の負荷を下げる計画にもなっていますが、まだまだ現場の負荷が下がるような体制にはなっていません。年末の交渉でも伝えていくので、職場の状況を日本航空ユニオンに教えてください。

## 実現するまで諦めない 北国の暖房手当

今年の春闘では単身赴任補助の増額、AFRS手当の改善がありました。粘り強く言い続けた結果が回答になったわけですが、暖房手当への回答はありませんでした。2012年の春闘から「旧石油・寒冷地手当の支給基準に基づき暖房手当を支給すること」と要求しています。この「支給基準」、皆さん覚えていますか？

### JAS~JALJの支給基準 (2006年 完全廃止)

寒冷地手当		石油手当			
勤務地	支給額	世帯主		非世帯	
		有扶養	無扶養		
(北海道)	基礎額 × 80%	札幌	2,200	1,487	733
函館・千歳 釧路・女満別・ 帯広・旭川・稚内 苫小牧		2,067	1,400	667	
(東北)		千歳・釧路 女満別・帯広 旭川・稚内 苫小牧	2,400	1,600	800
秋田・花巻・八戸 青森・三沢・山形		1,760	1,174	587	
その他		新潟・仙台・隠岐 米子・出雲・松本 郡山・金沢・長野 松江	1,320	881	440
	基礎額 × 50%	660	441	220	
◇基礎額=本給+家族給					
支給単価		①総務庁統計局発行資料(5月分)の平均公示価格 ②10~3月までの平均で差額調整(追給又は返納) ③支給方法毎年8月一括支給			



日本航空では1997年に廃止された手当でしたがJALJでは2006年まで一部支給されていました。破たん時には他の手当もゼロベースで検討され減額・廃止されましたが暖房手当は北国にとって必要な手当です。JGS札幌では2011年から「冬期手当」に特化した取り組みを続け、頑張って交渉した結果2015年に賃金改定があり、冬期手当相当分の賃上げが実現しました。「転勤して損をする」ことのないように、今必要な新しい制度として「暖房手当」を求めています。

# このたびの台風15号で被害に遭われた方々に、謹んでお見舞い申し上げます



台風15号が関東地方を直撃し停電が続くなど、JALグループ内でも被害にあわれた方も多いと思います。マイカー通勤で会社の駐車場に車を停めておいて何か当たって窓ガラスが破損したケースに対して、会社からは「申し訳ないが何もない」ということですが、住んでいる家に被害があった時には共済会から見舞金が支給されます。

## 日本航空共済会 災害見舞金

会員が現に居住する家屋（付帯設備を除く）が、風水害、震災、火災、その他天災地変またはこれに準ずる災害により損害を受けた場合、次の基準を最高額として給付。

被害の程度	自家	借家 (会員が現に居住している場合)
全壊・全焼・流失	150,000	110,000
半壊・半焼	100,000	75,000
床上浸水	65,000	45,000
床下浸水	30,000	20,000
一部損壊・損失	50,000	35,000

JALグループ各社にも共済会があって、同じような支給基準になっています。各社の総務部門に確認してください。労働組合からも見舞金があります。

## 日本航空ユニオン 見舞金

組合員が現に居住する家屋が風水害、震災火災その他天災地変またはこれに準ずる災害により損害を受けた場合、見舞金として10,000円を限度に支給する。尚、併せて被災状況により、中央執行委員会の判断によってカンパ活動を行うものとする。この場合、罹災状況を証明する書類を必要とする。

## その年休 特別休暇かも!?

今回の台風で自宅が「生活の本拠たるに適さない状況」になった場合、最大7日の特別休暇が認められます。年休で処理する前に状況を会社に報告して特別休暇にならないか確認してください。

# 災害時の退社、出社ルールを検討を

**運休時の出勤ルール検討を**  
2019.09.10  
「朝日新聞」

東京大学大学院の広井悠准教授（都市防災）は、今回の計画運休について評価する一方で、「再開直後に慌てて出勤しなければいけない人がどれほどいたのか。国や企業も含めて計画運休時の出勤について議論し、ルールの事前検討など望ましい姿を考えておくことよい。鉄道会社も、安全確認の時間を余分に取るなどの工夫ができる余地がある。こうしたことをゆるやかに認められる社会をめざすべきだ」と話した。

今回の台風では鉄道各社の「計画運休」により週明けの通勤客で一部の駅が大混乱しました。また、深夜から明け方にかけて暴風のピークとなり、タクシー通勤の早番の整備士も「本当に出勤する必要があるのか？」と疑問を抱きながら出社したようです。この記事にあるように、会社としてテレワークなどのルールを作ることも大切ですが、自分で判断して上司に連絡することも必要です。会社も危険を冒してまで「出社せよ」とは言わないはず。タクシーの配車が来ても通勤途上の道路状況をニュースで確認して危ないと思ったら出社を諦めてもいいでしょう。

以前から指摘していた災害時の退社については、今回羽田の職場では、おおむね良い対応ができていました。まだ台風が心配ですし、冬になると大雪でまた計画運休があるかもしれません。振り返りと事前の議論は大切です。

## JALECの36協定が変更

36協定の締結、就業規則改定時の意見書作成を担当する従業員代表、羽田ではJALEC労組の方が立候補し署名を集めて選出されました。4月に改正された労働基準法に合わせてJALECの36協定も改正されるそうです。法改正のポイントは…

1. 月の時間外労働時間が45時間を超えるのは年6回までに収めること
2. 時間外労働時間を年720時間+月100時間未満+複数月平均80時間に収めること

元々JALECの36協定では3暦月の合計が決まっていたのですが、法改正で1暦月の労働時間が重要になります。提案はJALEC労組にしか出されないのでも詳細は不明、整備の現場では日航ユニオンとJALFIO組合員も一緒に働いています。1つの組合の代表が決めるのではなく三労組と一緒に考えて協定を結ぶべきでしょう。